

# 鳶尾3丁目2街区 自治会会則 規程集

(令和2年度改定版)

鳶尾3丁目2街区自治会

令和2年10月1日 発行

## 目 次

### 鳶尾3丁目2街区自治会会則

第1章 名称及び事務所.....	1 頁
第2章 会員.....	1 頁
第3章 目的及び事業.....	1 頁
第4章 権利及び義務.....	1 頁
第5章 機関.....	2 頁
第6章 構成及び選出.....	3 頁
第7章 事業と組織.....	4 頁
第8章 会計.....	5 頁
第9章 委任.....	5 頁
第10章 付則.....	5 頁
会計処理規程	
第1章 総則.....	6 頁
第2章 予算.....	6 頁
第3章 出納.....	6 頁
第4章 勘定及び帳簿.....	9 頁
第5章 決算.....	10 頁
第6章 保管及び保管期間.....	10 頁
第7章 付則.....	11 頁
事業運営規程.....	12 頁
総会運営規程.....	14 頁
役員選出規程	
第1章 総則.....	17 頁
第2章 選出.....	17 頁
第3章 立候補及び推薦.....	17 頁
第4章 推薦委員会.....	17 頁
第5章 付則.....	18 頁
慶弔規程.....	19 頁

# 鳶尾3丁目2街区自治会会則

## 第1章 名称及び事務所

- 第1条 本会は鳶尾3丁目2街区自治会と称し事務所を管理棟内に置く。  
付記 平成9年3月9日改定

## 第2章 会 員

- 第2条 本会の会員は普通会員と特別会員で構成するものとする。
- 1 鳶尾3丁目2街区に居住する世帯主又はこれに準ずる者で次項の特別会員を除く者を普通会員とする。
  - 2 本人または階段委員等からの申請で通常活動が困難と思われる会員に対しては、特別会員とすることが出来るものとする。  
特別会員は普通会員と同様の権利を有するが、互選による階段委員となる義務及び本会運営に積極的に参加する義務を負わない。  
但し、会費に関しては普通会員と同様にこれを収めるものとする。
  - 3 総会における議決権は、一戸につき一票とする。  
付記 平成20年1月20日改定  
平成27年3月29日改定

## 第3章 目的及び事業

- 第3条 本会は区域内に生ずる共通の問題に対処し、民主主義に則り、もって地域社会の向上発展と住民の福祉を増進する事を目的とする。

- 第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 生活環境の改善に関する事。
- 2 生活の改善に関する事。
- 3 青少年の健全育成に関する事。
- 4 老人福祉に関する事。
- 5 交通安全に関する事。
- 6 体育及びレクリエーションに関する事。
- 7 文化の向上に関する事。
- 8 自主防災に関する事。
- 9 その他本会の目的達成に必要な事業。

付記 平成20年1月20日改定

## 第4章 権利及び義務

- 第5条 会員は全ての問題に参加する権利及び均等の取り扱いを受ける権利を有すると共に、本会則並びに別に定める付帯規程を守り、本会運営に積極的に協力する義務を負うものとする。

付記 平成20年1月20日改定

## 第5章 機 関

第6条 本会に次の機関を置く。

- 1 総会
- 2 階段委員会
- 3 役員会
- 4 事務局

(総会)

第7条 総会は自治会の最高議決機関であり、全会員で構成する。

第8条 総会は毎年一回3月に開かれなければならない。

但し、やむを得ないと階段委員会が認めた場合は期日を変更する事が出来る。

第9条 総会は前条のほか、全会員の3分の1以上の要求があったとき、又は階段委員会が必要と認めたときは臨時総会を開く事が出来る。

第10条 総会を開くには会長の名で開催日時、場所、議題、その他必要事項を開催当日から一週間前までに会員に告示しなければならない。

但し、緊急を要する場合はこの限りではない。

第11条 総会の議長はその都度会員中より選出する。

第12条 総会は会員の半数以上の出席を要し、議事は出席者の過半数をもって決定する。

但し、可否同数の時は議長が決する。なお、委任状による委任は認める。

第13条 総会にて審議する事項は次の通りとする。

- 1 会則の制定改廃に関する事。
- 2 事業計画及び予算に関する事。
- 3 事業報告及び決算に関する事。
- 4 役員を選任に関する事。
- 5 会員からの一般提案に関する事。
- 6 その他住民の利害に関係ある重要な事項。

(階段委員会)

第14条 階段委員会は総会に次ぐ議決機関であり、階段委員及び役員で構成する。

階段委員会の議長として事務局員をこれにあてる。

第15条 階段委員会は随時必要ある場合、会長の名で開かれる。

第16条 階段委員会は階段委員の3分の1以上の要求があれば開かれなければならない。

第17条 階段委員会は決議事項が発生した場合これを審議し具体的に決定する。

決定は出席階段委員の過半数の同意によってなされる。

可否同数の時は階段委員の同意が得られれば議長が決定する事が出来るものとする。

第18条 階段委員会は階段委員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。

尚、代理人の出席は認める。

第19条 階段委員が特例措置（普通会员が4名以下となった場合）にて選出された場合、階段委員会での階段委員の定数は合同となった階段委員を1として定数を定める。

第20条 階段委員が特例措置にて選出された場合、その階段委員の議決権は1とする。

(役員会)

第21条 役員会は自治会の執行機関であり、会計監査を除く以下の役員で構成する。

会長

会計

事務局員

第22条 役員会は必要に応じて随時開かれる。

(事務局と事務局員)

第23条 事務局は複数の事務局員で構成する。

第24条 事務局は会長と共に総会及び階段委員会での決定事項を執行する。

第25条 事務局は決定事項の執行にあたり会長を経由し階段委員及び普通会員に協力要請を行うことが出来る。

付記 平成8年12月15日改定

平成20年1月20日改定

平成24年3月25日改定

平成27年3月29日改定

令和 2年3月29日改定

## 第6章 構成及び選出

(役員)

第26条 本会に次の役員を置く。

会長 1名

事務局員 複数名

会計 1名

会計監査 複数名

(役員の任務)

第27条 1 会長は本会の運営を統括し、本会を代表する。

2 事務局員は会長を補佐し、会長に事故あるときは互選によりその職務を代行するものを選出する。

3 事務局員は共同して事業を推進する。

4 会計は会計事務を担当する。

5 会計監査は会計を監査する。

(役員の選出)

第28条 会長、事務局員、会計、会計監査は総会において選出する。

(階段委員の選出)

第29条 階段委員は原則として各棟階段より役員を除く普通会員の中からその都度互選により選出する。

尚、特別会員は階段委員選出対象から除外するものとする。

第30条 階段内の普通会員(役員及び特別会員を除く)が4名以下となった場合、階段委員候補者からの申請で隣接する階段と合同で1名の階段委員を選出する事を認める事とする。

尚、3つの階段から構成される棟の場合は隣接する階段で会員の少ない階段と合同で選出する事とする。

この処置は階段委員の申請で解除する事が出来る事とする。

(役員及び階段委員の任期)

第31条 役員及び階段委員の任期は定期年次総会を区切りとして定めるものとする。

各任期は次の通りとするが再任を妨げない。

会長 1期2年とする

事務局員 任期を定めない

会計及び会計監査 1期1年とする

階段委員 1期1年とする

(欠員補充)

第32条 階段委員に欠員が生じたときには直ちに後任者を選出し、階段委員会の承認を得なければならぬ。

(後任者の任期)

第33条 前条の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(相談役)

第34条 会長経験者を相談役とする。

尚、相談役は本会役員としない。

(会長補佐)

第35条 会長は、本会の外部業務(対市及び地区業務)を補佐する補佐役を必要な場合選出する事が出来る。

補佐役は、会長と同期間の任期を持ち設置においては階段委員会の承認を受けるものとする。

また、補佐役の責任に関しては全て会長が受けるものとする。

付記 平成8年12月15日改定

平成15年3月23日改定

平成20年1月20日改定

平成24年3月25日改定

平成27年3月29日改定

令和2年3月29日改定

## 第7章 事業と組織

第36条 本会の事業を円滑に推進するために次の事業を実施する。

事業範囲は別に定める規程による。

総務関連事業

広報関連事業

厚生関連事業

文化関連事業

第37条 住民の安心及び安全な生活を維持するために次の組織を置く。

それぞれの組織・運営に関しては別に定める。

自主防災隊

助け愛隊

付記 平成20年1月20日改定  
平成27年3月29日改定

## 第8章 会 計

(経費)

第38条 本会の経費は会費、交付金及びその他の収入をもってあてる。

(会費)

第39条 本会の会費は次の通りとする。

- 1 会費は1ヶ月300円とし、原則3ヶ月分を1期として年4回(4期)徴収とする。  
会員の希望による複数期の会費の一括納入は可能とする。  
会費は毎月15日までの入会者は当月分会費と同額を徴収し、毎月16日以降の入会者は翌月より徴収する。
- 2 会費その他これに準ずるものは原則として納入後の返却は行わないものとする。  
但し、4期分の全納者より転出等の理由による返却請求があった場合返却を行うこととする。  
尚、返却に関しては期単位とし既に発生した期の返却は行わない。
- 3 臨時会費はその都度必要とする額を徴収する。  
尚、臨時会費の徴収は階段委員会の承認を得ると共に補正予算の提出を行うものとする。

(公表)

第40条 本会の会計報告は会計監査による監査を受けた後、会員に公表しなければならない。

第41条 本会の会計年度は毎年3月1日より始まり、翌年2月末日に終わる。

付記 平成 9年3月 9日改定  
平成20年1月20日改定  
令和 2年3月29日改定

## 第9章 委 任

第42条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は役員会において定める。

付記 平成20年1月20日改定

## 第10章 付 則

(改廃)

第43条 この会則の改廃は総会の承認を得なければならない。

(施行)

第44条 本会則は昭和52年12月11日から施行する。

付記 平成 2年3月18日改定  
平成8年12月15日改定  
平成15年3月23日改定  
平成20年1月20日改定  
平成27年3月29日改定  
令和 2年3月29日改定

# 会計処理規程

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は自治会の会計基準を定め、会計事実を明らかにするとともに、会計監査実施に当たっての基準とする。

(性格)

第2条 自治会会則第8章による会計処理はこの規程による。

(担当及び責任)

第3条 会計事務は会計で担当して取り扱い、財産の管理及び自治会会計の確立と正確なる運営は役員会が責任を負う。

(会計制度)

第4条 自治会会計は次の通りとする。

- 1 一般会計
- 2 特別会計

付記 平成 9年3月 9日改定

平成20年1月20日改定

## 第2章 予 算

(予算)

第5条 自治会会計は予算の定めるところによる。  
但し、予算成立までの期間は暫定的に前期予算に準じて行う。

(提出)

第6条 役員会は予算案を総会に提出して承認を得なければならない。

(補正予算及び項目の流用)

第7条 補正予算及び項目の流用は階段委員会の承認を得なければならない。

## 第3章 出 納

(収入区分)

第8条 収入は全て一般会計に計上する。

その区分は次の通りとする。

- 1 前年度繰越金
- 2 会費
- 3 厚木市交付金
- 4 雑収入
- 5 銀行利息

(前年度繰越金)

第9条 前年度決算における収入総額と支出総額の差額を次年度繰越金とする。  
これを翌年度予算での前年度繰越金として予算に計上する。

(会費)

第10条 自治会会則第8章会計第39条で会員より徴収された金額を会費とする。



(厚木市交付金)

第11条 厚木市から交付される広報誌等配布手数料、自治会活動補助金等を厚木市交付金とする。

(雑収入)

第12条 主な収入以外の雑多な収入をこれにあてる。

(銀行利息)

第13条 自治会会計の銀行預金を含む預金金利は利息として収入に繰り入れる。

(支出区分)

第14条 支出は全て一般会計に計上する。

その区分は次の通りとする。

- |                   |              |
|-------------------|--------------|
| 1 荻野地区自治連年会費      | 2 鳶尾児童館運営協力費 |
| 3 荻野青少年健全育成会費     | 4 自主防災隊協力費   |
| 5 助け愛隊協力費         | 6 敬老会等の行事費   |
| 7 会長活動費           | 8 地域委員活動費    |
| 9 印刷・関連機器費        | 10 備品購入費     |
| 11 ごみ減量化・資源化推進交付金 | 12 諸雑費       |
| 13 総務関連活動費        | 14 厚生関連活動費   |
| 15 文化関連活動費        | 16 広報関連活動費   |
| 17 管理組合施設使用料      | 18 慶弔費       |
| 19 損害保険料          | 20 予備費       |
| 21 次年度繰越金         |              |

(荻野地区自治連年会費)

第15条 年会費として会員数に年会費額を乗じた金額を会費として計上する。

(鳶尾児童館運営協力費)

第16条 鳶尾児童館運営に関する費用として計上する。

(荻野青少年健全育成会費)

第17条 青少年健全育成会に関する費用として計上する。

(自主防災隊協力費)

第18条 自主防災隊の活動を目的として計上する。

尚、本協力費は自主防災隊の収入としてこれをあてる。

(助け愛隊協力費)

第19条 助け愛隊の協力費として計上する。

尚、本協力費は助け愛隊の収入としてこれをあてる。

(敬老会等の行事費)

第20条 敬老茶話会行事の実行費用としてこれを計上する。

尚、関連する行事に関してもこの費用をあてる。

(会長活動費)

第21条 1 会長の1年間の活動に対して活動費を支払うものとする。  
活動費及び支払い時期は役員会で決定できるものとする。

- 2 1年間の活動費以外に下記の項目に関しては必要な都度活動費としてこれを支出できるものとする。
- ・交通費/通信費等
  - ・活動に関連するユニフォーム等の被服費
  - ・お祝金/礼金
  - ・その他活動で発生する費用
- 3 活動費の目的で要する費用は役員会の承認を得て自治会会計より支出される。
- 但し、総額が20,000円を超える場合は階段委員会の承認を必要とする。

(地域委員活動費)

- 第22条 1 下記に示す地域委員の1年間の活動に対して活動費を支払うものとする。対象者の増減に関しては役員会で決定出来るものとする。活動費及び支払い時期は役員会で決定できるものとする。
- ・地区民生委員・児童委員
  - ・地区青少年健全育成会委員
  - ・地区体育振興会委員
  - ・防犯部長
  - ・環境美化部長
  - ・鳶尾児童館運営委員
  - ・自主防災隊防災推進員
  - ・地区防災指導員
  - ・地区青少年指導員
  - ・その他地域委員
- 2 地域委員に対しても必要な場合第21条2項に示す費用を支出出来るものとする。

(印刷・関連機器費)

- 第23条 管理組合で所有する印刷機等の使用料としてこれをあてる。関連する費用に関してもこれをあてる。
- 尚、印刷・関連機器費に関しては管理組合と協議し決定できるものとする。

(備品購入費)

- 第24条 自治会行事等に必要な備品の購入に対してこれをあてる。
- 尚、原則として購入する備品に関しては総会でこれを提案するものとする。

(ごみ減量化・資源化推進交付金)

- 第25条 ごみ集積所の管理を含み、ごみの減量化及び資源化推進に係る事業活動の従事業務に対してこれをあてる。

(諸雑費)

- 第26条 主な支出以外の雑多な支出をこれにあてる。

(総務関連活動費)

- 第27条 総務関連の活動により発生する費用をこれにあてる。

(厚生関連活動費)

- 第28条 厚生関連の活動により発生する費用をこれにあてる。

(文化関連活動費)

- 第29条 文化関連の活動により発生する費用をこれにあてる。
- 尚、年間の活動として計画した行事に関してそれぞれの行事毎に区分し予算をあてる事とする。

(広報関連活動費)

- 第30条 広報関連の活動により発生する費用をこれにあてる。

(管理組合施設使用料)

第31条 管理組合所有の施設を利用する年間費用としてこれをあてる。  
尚、管理組合施設使用料に関しては管理組合と協議し決定できるものとする。

(慶弔費)

第32条 慶弔規程第3条に定める項目に合致する費用が発生した場合都度これにあてる。

(損害保険料)

第33条 自治会活動に参加する会員のための損害保険料の支払い費用としてこれをあてる。

(予備費)

第34条 予算措置において収入予算総額に対する支出予算総額の差額を予備費としてこれをあてる。

尚、予備費の支出はその都度役員会の承認を得て、階段委員会に報告しなければならない。

但し、1件20,000円を超える場合は階段委員会の承認を得なければならない。

(その他)

- 第35条
- 1 仮払金は使用目的を明示の上、会長の承認を得なければならない。
  - 2 寄付金の支出は、1件10,000円迄は役員会、これを超える場合は階段委員会の承認を得なければならない。
  - 3 自治会会計より個人に貸し出しをしてはならない。

付記 平成 9年3月 9日改定

平成20年1月20日改定

平成23年4月 1日改定

令和 2年3月29日改定

#### 第4章 勘定及び帳簿

(一般会計)

第36条 一般会計は通常活動のための金銭収支とし、その収支は会計処理規程第3章による。

(特別会計)

第37条 特別会計は一般会計に当てはまらない特別記念行事等の基金を積み立てる場合とし、設置又は廃止については総会の承認を得なければならない。

収支については次の通りとする。

- 1 収入は予算項目に従い一般会計より原則として毎月積み立てる。
- 2 支出に関しては全会員に報告しなければならない。

(帳簿の種類)

第38条 帳簿の種類は原則として次の通りとする。

- 1 主要帳簿 (1)各金銭出納簿
- 2 補助簿 (1)仕訳帳 (2)会費徴収簿
- 3 伝票 (1)入金伝票 (2)出金伝票 (3)振替伝票
- 4 記録簿 (1)活動費支出簿 (2)その他

(金銭出納の記帳)

第39条 金銭出納帳は伝票に基づいて記帳し、その取り扱いは次の各項とする。

- 1 金銭出納帳は出納の都度、記帳する。
- 2 帳簿残高と手許残高は常時照合する。

(処理要綱)

第40条 全ての会計処理は伝票によるものとし、その取り扱いは次の各種とする。

- 1 収入は全て入金伝票に月日・項目・金額・内容を明記し、会計担当者捺印の上入金するとともに収入事実の証明書類又は入金証を添付しなければならない。
- 2 出金は全て出金伝票に月日・項目・金額・内容を明記し、会計担当者捺印の上出金するとともに支出事実の証明書類又は領収書を添付しなければならない。

第41条 入金・出金・振替伝票は全て会長の承認を受けなければならない。

付記 平成20年1月20日改定

令和2年3月29日改定

## 第5章 決 算

(決算時期)

第42条 決算時期は毎年2月末日とする。

(会計監査)

第43条 会計監査は每期1回以上受けなければならない。

(立会人)

第44条 会計監査の立会人は会計監査、会長及び会計担当者とする。

但し、事故あるときは、会長は代理人を任命することが出来る。

(決算報告)

第45条 事務局員は毎期末現在の会計報告書を作成し、総会の承認を得なければならない。

付記 平成9年3月9日改定

平成20年1月20日改定

平成27年3月29日改定

令和2年3月29日改定

## 第6章 保管及び保管期間

(保管の責任)

第46条 会計担当者は会計に関する帳簿伝票を常に整備し、会計担当者が保管しなければならない。

(保管期間)

第47条 会計に関する帳簿及び証拠書類の保管期間は総会終了後の1年間とする。

付記 平成9年3月9日改定

平成20年1月20日改定

## 第7章 付 則

(財産処分)

第48条 財産処分は階段委員会の承認を得なければならない。

(改廃)

第49条 この規程の改廃は総会の承認を得なければならない。

(施行)

第50条 この規程は昭和53年3月5日より施行する。

付記 平成20年1月20日改定

令和 2年3月29日改定

## 事業運営規程

第1条 鳶尾3丁目2街区自治会会則(以下「会則」という)第7章第36条及び第37条に規定する事業の運営はこの規程の定めるところによる。

事業の業務に関しては複数の事務局員が合議でこれを行う事とする。

第2条 総務関連事業は次の業務とする。

- 1 諸団体との連絡調整に関する事項
- 2 総会、階段委員会に関する事項
- 3 予算及び決算の取りまとめに関する事項
- 4 慶弔に関する事項
- 5 備品の管理に関する事項
- 6 その他、庶務全般に関する事項

第3条 広報関連事業は次の業務とする。

- 1 会員の意見聴取、本会の広報に関する事項
- 2 座談会講習会等の開催に関する事項
- 3 県及び市関連団体からの配布物を受領し分配する
- 4 その他広報に関する全般的事項

第4条 厚生関連事業は次の業務とする。

- 1 生活改善に関する事項
- 2 会員相互の福祉に関する事項
- 3 環境の整備保全、保健衛生に関する事項
- 4 防犯、防火等災害防止に関する事項
- 5 交通安全に関する事項
- 6 その他住宅管理組合の所管する以外の厚生問題に関する事項

第5条 文化関連事業は次の業務とする。

- 1 各種レクリエーションに関する事項
- 2 会員の親睦行事に関する事項
- 3 会員の文化体育活動に関する事項
- 4 その他文化的行事全般に関する事項

第6条 自主防災隊は会長を隊長とし、各階段より選出された階段委員を隊員として構成し、次の業務を行う。

尚、詳細に関しては「鳶尾3丁目2街区自主防災隊規約」に示す。

- 1 防災設備の維持管理に関する事項
- 2 防災訓練等の啓発活動の推進に関する事項

第7条 助け愛隊は会長を隊長とし、その他関連団体及び会長推薦の各棟1名を含む構成員で組織し、次の業務を行う。

尚、詳細に関しては「鳶尾3丁目2街区助け愛隊規約」に示す。

- 1 安心カードの作成及び登録作業を行い、緊急時の住民の救援・援助に関する事項
- 2 相互援助に関する啓発活動等に関する事項

- 第8条 事務局は会計年度にあわせてその年度の活動計画ならびに予算を策定し、役員会の承認を得て総会に提案しなければならない。
- 第9条 事務局は毎年の活動報告を年次総会において報告し、会員の承認を得なければならない。
- 第10条 その他事務局において本規程の運用細則を必要とするときは役員会の承認を得て運用するものとする。
- 尚、運用に疑義を生じたときは階段委員会の承認を得て運用出来るものとする。
- 第11条 この規程の改廃は総会の承認を得なければならない。
- 第12条 この規程は昭和53年3月5日より施行する。

付記 平成 2年3月18日改定  
平成8年12月15日改定  
平成20年1月20日改定  
平成24年3月25日改定  
平成27年3月29日改定  
令和 2年3月29日改定

## 総会運営規程

(目的)

第1条 鷹尾3丁目2街区自治会会則(以下「会則」という)第5章に規定する総会の運営はこの規程の定めるところとする。

尚、自治会内の関係組織に関してもこの規定に準拠し総会を行うものとする。

(未決事項)

第2条 この規定で定めていない事項で必要と認められた事はその都度階段委員会で決める。  
但し、効力はその総会のみとする。

(議案と一般提案)

第3条 役員会は総会に提出する議案を開催の7日前までに会員に告示しなければならない。  
会長は総会実施に伴い、会員からの一般提案の受付を公示しなければならない。  
会員は公示に従い一般提案を、提案理由を明確にして総会前に提案する事とする。

(式次第)

第4条 総会の順序はおおむね次の通りとする。

- |            |           |
|------------|-----------|
| 1 開会の辞     | 7 祝辞、祝電披露 |
| 2 資格審査成立宣言 | 8 議事      |
| 3 議長選出     | 9 一般提案    |
| 4 議長就任挨拶   | 10 書記解任   |
| 5 書記任命     | 11 議長退任挨拶 |
| 6 会長挨拶     | 12 閉会の辞   |

(司会者)

第5条 司会者は役員会が任命し、議長が選出されるまで総会を司会する。

(資格審査委員)

第6条 資格審査委員は総会迄に役員会で2名を選出する。  
委員は総会で資格審査の結果を報告しなければならない。

(資格審査委員の任務)

第7条 資格審査委員は総会の成立を図るため次の事項を行う。

- 1 委任状の確認と数の把握
- 2 総会の資格審査
- 3 総会開催中の出席会員数の把握
- 4 その他総会の成立資格に必要な事項

(成立)

第8条 総会は資格審査委員の報告に基づく総会成立宣言によって成立する。

(議長の選出)

第9条 総会が成立したならば直ちに出席会員の互選により議長を選出する。  
但し、出席会員の過半数の同意があったときは司会者にその指名を一任することが出来る。



(議長の権限)

第10条 議長は総会を代表し議場秩序を維持し議事の進行を調整する。  
議長は議場内において規程に反したり議事を混乱させる者があるときは、その行為の停止を命じたり総会に諮ってその者の退場を命ずる事が出来る。

(発言)

第11条 総会で発言しようとする者は挙手して議長に発言を求め、その許可を得た上で発言する。

(緊急動議)

第12条 緊急動議を提出しようとするときは議長に行う。  
議長が緊急動議を上程するか否かは出席会員の4分の1以上の同意があれば上程しなければならない。

(修正案の提出)

第13条 会員は議題となった議案に対し、修正案を提出する事が出来る。  
修正案については出席会員の10名若しくは4分の1以上のいずれか少ない人員以上の賛成があれば議長はこれを議題としなければならない。  
討議過程において議案を修正しようとする場合は修正動議を提出する事が出来る。  
修正案が議題となった時、議長は提出者に対し修正案の主旨を説明する為に発言を許可しなければならない。

(修正案の取り扱い)

第14条 数件の修正案又は修正動議が提出されたときはその表決の順序は原案より遠いものから行う。  
修正案又は修正動議が可決されたときは、同じ個所について他の修正案又は修正動議、原案は無効とする。  
修正案又は修正動議が否決されたときは原案について表決しなければならない。  
修正案また修正動議及び原案が共に過半数の賛成を得なかったときは再検討の上、さらに表決を行い、過半数に達しなかったときは廃案とする。

(小委員会)

第15条 議長は必要に応じて総会の承認を得て特定の議事を審議するために小委員会を設ける事が出来る。

(議決)

第16条 採決に当たっては次の一つを選ぶ。

1 挙手	3 記名投票
2 起立	4 無記名投票

(議決の方法)

第17条 採決は出席会員と委任状により行う。  
この場合出席会員の採決の後、委任状を採決する。  
可否同数の時は議長がこれを決する。

(議決権)

第18条 議決権は提案者を含む全ての会員が有するものとする。  
但し、議長に関しては通常の議決に関してこれに加わらないものとする。

(議決事項)

第19条 議決事項は議事終了後出席会員の確認を受ける。

(公開の原則)

第20条 総会は公開を原則とする。

(改廃)

第21条 この規程の改廃は総会の承認を得なければならない。

(施行)

第22条 この規程は昭和53年3月5日より施行する。

付記 平成 2年3月18日改定

平成8年12月15日改定

平成20年1月20日改定

令和 2年3月29日改定

# 役員選出規程

## 第1章 総 則

- 第1条 鳶尾3丁目2街区自治会会則(以下「会則」という)第26条に基づく役員の選出は、この規程の定めるところによる。
- 第2条 役員選出の促進と公正を期するため、役員候補推薦委員会(以下「推薦委員会」という)を設ける。

## 第2章 選 出

- 第3条 任期満了による役員の選出は総会において行われる。
- 第4条 選出は、推薦委員会が推薦した候補者について、総会において出席者の過半数の信任を得て成立する。
- 第5条 会計及び会計監査が任期中に欠員となった場合後任の役員を階段委員会の承認を得て決定する。  
後任者の任期は前任者の残任期間とする。  
尚、選出を行うべき事由が生じたときは、その日から15日以内に行う。  
但し、やむを得ない事情が発生した場合には推薦委員会が階段委員会の承認を得て期日を変更することが出来る。

付記 平成8年12月15日改定  
平成20年1月20日改定  
平成27年3月29日改定

## 第3章 立候補及び推薦

- 第6条 会員はそれぞれの役員に立候補し、推薦委員会の推薦を受ける事が出来る。
- 第7条 会員はそれぞれの役員に候補者を推薦する事が出来る。  
この場合は本人の同意を得た上、推薦委員会に届け出る。  
但し、定員以上の推薦者となることは出来ない。

## 第4章 推薦委員会

- 第8条 推薦委員会は原則として総会の30日前までに設置する。  
任期は次年度の総会終了時迄とする。
- 第9条 推薦委員は階段委員会において、互選により9名(各棟1名)の委員を選出する。
- 第10条 推薦委員会は委員の中より委員長を互選する。  
委員長は委員会を統率し、委員会を代表する。
- 第11条 推薦委員会は立候補及び推薦受付期間を公示しなければならない。
- 第12条 推薦委員会は第6条の立候補、第7条の推薦の届出を受けた場合は役員候補として推薦しなければならない。

第13条 推薦委員が候補者になることを妨げない。

付記 平成8年12月15日改定  
平成16年3月28日改定  
平成20年1月20日改定

## 第5章 付 則

第14条 この規程の改廃は総会の承認を得なければならない。

第15条 この規程は昭和53年3月5日より施行する。

付記 平成 2年3月18日改定  
平成8年12月16日改定  
平成16年3月28日改定  
平成20年1月20日改定  
平成27年3月29日改定

## 慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は会員の慶弔金について定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は在籍1年以上の会員（同居家族を含む）に対して定める。

(慶弔金の種類)

- 第3条
- 1 結婚祝金
  - 2 出産祝金
  - 3 米寿祝金
  - 4 弔慰金

(結婚祝金)

第4条 会員及び会員と同居家族の結婚に対して結婚祝金を支給する。

尚、再婚の場合も含む。

但し、結婚後の支給とする。

- 1 10,000円

(出産祝金)

第5条 会員及び会員と同居家族の出産に対して出産祝金のほかに祝品を支給する。

但し、生後8日以上を経過したものに限る。

尚、第2子からの出産に対しても同様とする。

但し、出産後の支給とする。

- 1 5,000円

(米寿祝金)

第6条 会員及び会員と同居家族の長寿祝いとして米寿祝金のほかに祝品を支給する。

但し、満88歳の誕生日経過後の支給とする。

- 1 5,000円

(弔慰金)

第7条 会員及び会員と同居親族が死亡した場合次の区分により弔慰金を支給する。

但し、その額に対しては役員会の承認で増額する事が出来る。

- 1 本人/配偶者/子（同居に限る） 10,000円
- 2 父母/兄弟姉妹/祖父母及び配偶者の父母（同居に限る） 5,000円
- 3 子（死産又は生後7日以内の場合） 5,000円

(証明書類の提出)

第8条 第3条に該当する慶弔金を申請する場合、別紙申請書と各号に該当する事が証明出来る書類を原則として添付するものとする。

尚、証明書類に関してはコピーでも可とする。

(適用)

第9条 本規程は制定後適用とし、遡行しての適用は認めない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は総会の承認を得なければならない。

(施行)

第11条 この規程は平成23年4月1日より施行する。

付記 令和 2年3月29日改定